

議 第 4 3 号

西山町地区有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市西山町地区有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月22日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市西山町地区有償運送の実施に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市西山町地区有償運送の実施に関する条例（平成24年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟県柏崎市有償運送の実施に関する条例

第1条中「西山町地区において」を削る。

第2条中「西山町地区のうち、法第3条に規定する旅客自動車運送事業が実施されておらず、かつ、現に有償運送以外に」を削り、「手段が」の次に「十分に」を加え、「区域において」を「次の地区を対象として」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 西山町地区
- (2) 中鯖石地区
- (3) 北条地区

第3条中「西山町地区」を「前条に規定する地区」に改める。

第4条第1項中「車両」の次に「、利用方法」を加え、「従事者等」を「従事者」に改める。

第5条を削る。

第 6 条 第 1 項 中「乗客」を「有償運送を利用する者（以下「乗客」という。）」に改め、同条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

有償運送の別	区分	使用料
西山町地区有償運送	大人	1 日 4 0 0 円
	高校生	1 日 2 0 0 円
	中学生以下	無料
中鯖石地区有償運送	大人 (中学生以上)	乗車区間に応じ、4 0 0 円を限度として規則で定める額
	小学生	大人（中学生以上）の使用料の半額
	乳幼児	無料
北条地区有償運送	大人 (中学生以上)	乗車区間に応じ、4 0 0 円を限度として規則で定める額
	小学生	大人（中学生以上）の使用料の半額
	乳幼児	無料

備考

西山町地区有償運送の使用料の区分のうち大人は、18 歳以上の者（ただし、高校生を除く。）とする。

別表第 2 中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市西山町地区有償運送の実施に関する条例（平成24年3月22日条例第5号）

改正後	改正前
<p>新潟県柏崎市有償運送の実施に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号の規定に基づき、市が実施する自家用有償旅客運送（以下「有償運送」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(有償運送の実施)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、生活等のための移動手段が十分に確保されていないと認めるとる<u>次の地区</u>を対象として、有償運送を実施するものとする。</p> <p>(1) <u>西山町地区</u></p> <p>(2) <u>中鱒石地区</u></p> <p>(3) <u>北条地区</u></p> <p>(有償運送の対象者)</p> <p><b>第3条</b> 有償運送の対象者は、<u>前条に規定する地区</u>に在住する住民及び当該地区を来訪する者とする。</p> <p>(有償運送の実施方法)</p> <p><b>第4条</b> 市長は、有償運送の実施に当たり、運行区域、運行経路、運行日、運行時刻、停留所、運行車両、利用方法、運行管理者等の<u>従事者の業務内容</u>その他有償運送の実施に必要な事項を別に定める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>新潟県柏崎市西山町地区有償運送の実施に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号の規定に基づき、市が<u>西山町地区</u>において実施する自家用有償旅客運送（以下「有償運送」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(有償運送の実施)</p> <p><b>第2条</b> 市長は、<u>西山町地区のうち、法第3条に規定する旅客自動車運送事業が実施されておらず、かつ、現に有償運送以外に生活等のための移動手段が確保されていないと認めるとる区域</u>において、有償運送を実施するものとする。</p> <p>(有償運送の対象者)</p> <p><b>第3条</b> 有償運送の対象者は、<u>西山町地区</u>に在住する住民及び当該地区を来訪する者とする。</p> <p>(有償運送の実施方法)</p> <p><b>第4条</b> 市長は、有償運送の実施に当たり、運行区域、運行経路、運行日、運行時刻、停留所、運行車両、運行管理者等の<u>従事者等の業務内容</u>その他有償運送の実施に必要な事項を別に定める。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(利用申込みと受諾)</p> <p><b>第5条</b> <u>有償運送を利用する者</u>（以下「乗客」という。）は、あらかじめ運行管理者に<u>利用申込みをしなければならぬ</u>。</p> <p>2 市長は、<u>運行管理者をして、次の各号のいずれかに該当するときを除き、前項に規定する申込みを受諾するものとする。</u></p>

改正後

改正前

(使用料)  
**第5条** 市長は、有償運送を利用する者（以下「乗客」という。）から、別表第1に定めるところにより、使用料を徴収するものとする。  
 2・3 (略)

(使用料の減額)  
**第6条** (略)

(遵守事項)  
**第7条** (略)

(乗車の制限)  
**第8条** (略)

(損害賠償)  
**第9条** (略)

(委任)  
**第10条** (略)

別表第1 (第5条関係)

有償運送の別	区分	使用料
西山町地区有償運送	大人	1日400円
	高校生	1日200円
	中学生以下	無料

- (1) 乗客が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。  
 (2) 乗客が関係法令の規定に基づく措置に従わないおそれがあると認めるとき。  
 (3) その他有償運送の実施上支障があると認めるとき。

(使用料)

**第6条** 市長は、乗客から、別表第1に定めるところにより、使用料を徴収するものとする。  
 2・3 (略)

(使用料の減額)  
**第7条** (略)

(遵守事項)  
**第8条** (略)

(乗車の制限)  
**第9条** (略)

(損害賠償)  
**第10条** (略)

(委任)  
**第11条** (略)

別表第1 (第6条関係)

区分	1日当たりの額
大人	400円
高校生	200円
中学生以下	無料

改正後		改正前															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1126 376 1843">中鯖石地区有償運送</td> <td data-bbox="204 1126 376 1632"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1126 309 1632">大人 (中学生以上)</td> <td data-bbox="204 1126 309 1632">乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1126 376 1632">小学生</td> <td data-bbox="309 1126 376 1632">大人(中学生以上)の使用料の半額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1126 443 1632">乳幼児</td> <td data-bbox="376 1126 443 1632">無料</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 1126 692 1843">北条地区有償運送</td> <td data-bbox="443 1126 692 1632"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 1126 549 1632">大人 (中学生以上)</td> <td data-bbox="443 1126 549 1632">乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1126 616 1632">小学生</td> <td data-bbox="549 1126 616 1632">大人(中学生以上)の使用料の半額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1126 692 1632">乳幼児</td> <td data-bbox="616 1126 692 1632">無料</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	中鯖石地区有償運送	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1126 309 1632">大人 (中学生以上)</td> <td data-bbox="204 1126 309 1632">乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1126 376 1632">小学生</td> <td data-bbox="309 1126 376 1632">大人(中学生以上)の使用料の半額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1126 443 1632">乳幼児</td> <td data-bbox="376 1126 443 1632">無料</td> </tr> </table>	大人 (中学生以上)	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額	小学生	大人(中学生以上)の使用料の半額	乳幼児	無料	北条地区有償運送	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 1126 549 1632">大人 (中学生以上)</td> <td data-bbox="443 1126 549 1632">乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1126 616 1632">小学生</td> <td data-bbox="549 1126 616 1632">大人(中学生以上)の使用料の半額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1126 692 1632">乳幼児</td> <td data-bbox="616 1126 692 1632">無料</td> </tr> </table>	大人 (中学生以上)	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額	小学生	大人(中学生以上)の使用料の半額	乳幼児	無料	<p><b>備考</b></p> <p>1 使用料は、乗車する当日の最初の乗車時に納付する。乗客は、納付時に乗務員が発行する1日乗車券を提示すれば、当日限り、何度でも乗車することができる。</p> <p>2 使用料の区分のうち大人は、18歳以上の者(ただし、高校生は除く。)とする。</p> <p><b>別表第2 (第7条関係)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>備考</b> (略)</p>
中鯖石地区有償運送	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="204 1126 309 1632">大人 (中学生以上)</td> <td data-bbox="204 1126 309 1632">乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 1126 376 1632">小学生</td> <td data-bbox="309 1126 376 1632">大人(中学生以上)の使用料の半額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 1126 443 1632">乳幼児</td> <td data-bbox="376 1126 443 1632">無料</td> </tr> </table>	大人 (中学生以上)	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額	小学生	大人(中学生以上)の使用料の半額	乳幼児	無料										
大人 (中学生以上)	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額																
小学生	大人(中学生以上)の使用料の半額																
乳幼児	無料																
北条地区有償運送	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="443 1126 549 1632">大人 (中学生以上)</td> <td data-bbox="443 1126 549 1632">乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1126 616 1632">小学生</td> <td data-bbox="549 1126 616 1632">大人(中学生以上)の使用料の半額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1126 692 1632">乳幼児</td> <td data-bbox="616 1126 692 1632">無料</td> </tr> </table>	大人 (中学生以上)	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額	小学生	大人(中学生以上)の使用料の半額	乳幼児	無料										
大人 (中学生以上)	乗車区間に応じ、400円を限度として規則で定める額																
小学生	大人(中学生以上)の使用料の半額																
乳幼児	無料																
<p><b>備考</b></p> <p>西山町地区有償運送の使用料の区分のうち大人は、18歳以上の者(ただし、高校生を除く。)とする。</p> <p><b>別表第2 (第6条関係)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>備考</b> (略)</p>	<p><b>別表第2 (第6条関係)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>備考</b> (略)</p>																